

告示

埼玉県告示第四百一号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和五年四月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
栗橋病院	埼玉県久喜市小右衛門七百十四番地六	令和八年三月十九日